

私と社福

新年度が始まりました！今年平成26年度は、新会計基準への移行期限最後の年度になります。すでに移行を済まされているところも多いのではないのでしょうか？

新会計基準から勘定科目は色々変化しています。まず第一にC/FとP/Lで同じ名前の科目がひとつもありません！！C/Fでは「〇〇収入」「〇〇支出」、P/Lでは「〇〇収益」「〇〇費」とした為、同じ名前の科目が存在しなくなりました。ですので、前回も少し触れましたが、今までは「C/FとP/Lで同じ科目名に同じ数字が並んでいるか」チェックをしていたかもしれませんが、今後は同じ科目がありませんのでその必要性が低くなるのです。

次に大きく変わったことがもうひとつ。収入科目について、旧基準では大区分はダイレクトに「介護保険収入」等収入名が入っていました。しかし新基準からはまず大区分に「介護保険事業収入」と事業名がきます。そして中区分に「施設介護料収入」、小区分に「介護報酬収入」と続いていきます。大区分に事業名がくるので、その施設で使用する科目が限定されているので以前よりわかりやすくなっていると思います。また、旧基準では「一般利用者」と「特定利用者」を分けるようになっていましたが、新基準では「公費」と「一般」という形で分けるように、科目自体も変わっています。これは利用料、食費、居住費それぞれありますので予算をたてる際は注意してください(´-`)ノ

細かいところをいくと、「経常経費補助金収入」という科目はなくなりました。新会計基準では、【〇〇事業収入(大区分)→その他の事業収入(中区分)→補助金事業収入(小区分)】に該当します。ここで注意して欲しいのが、【経常経費寄付金収入】という科目が新しくできていますが、これはあくまでも【寄付金】ですので、似たような名前ではありますが間違えないようにしてください！！

ざっと収入科目について紹介しましたが、思った以上に長くなってしまったので・・・支出科目に関しては次回お話ししたいと思います(^\_^)

by.カノン

私のオススメ

小学生の頃から洋邦問わずミステリー小説ばかり読んできた私ですが、ここ最近では主に純外国文学とSF小説にハマっています。少し前までは外国文学は翻訳が固くて読み難いだろうと敬遠していたのですが、読んでみると意外にすんなり読めてとても驚きでした。そこで、今月からはたまに読んで心に残った作品や感想などを読書感想文のような形でスペースを頂こうと思います。

今月ご紹介する本は、伊藤計劃さんの「虐殺器官」「ハーモニー」です。伊藤計劃さんは2007年に作家デビューしてからわずか二年で早逝された方で、しかしその作品はゼロ年代日本SFのベストに挙げられています。2009年、「ハーモニー」が第30回日本SF大賞を受賞し、これは「特別賞」枠を除いて故人が同賞を受賞するのは初めてだそうです。また、2010年に同作の英訳版は出版され、米国のフィリップ・K・ディック記念賞の特別賞を受賞されました。「虐殺器官」「ハーモニー」はそれぞれ単体で物語は完結されていますが、作品の時代背景は地続きになっています。最初に読んだ素直な感想は、どちらもSFというよりは哲学に近いような作品でした。それは「ハーモニー」の方がより顕著になっていると思います。「ハーモニー」は、オーウェルの1984とは対照的な世界でいて、しかし限りなく近いようなディストピアともユートピアとも捉えられる完璧に管理された医療福祉社会が舞台背景です。そこで繰り広げられる物語の中では、人間の意識の存在の有無や「わたし」という自我は存在しているのかを直球で問い掛けてきます。

今まで色々な本を読んできましたが、「ハーモニー」を読み終わった直後、生まれて初めて本を読み終えて心底ぞっとしました。何とも言えない後味の悪さで気持ち悪くなり、これほど本を読み終わって落ち込んだのは初めてでした。

かなり人生の価値観を左右された本だったので、SF小説愛好家の方にはおすすめの一冊だと思います(´-`)ノ

by.朱莉

SCB NEWS LETTER

新緑の季節！爽やかなNEWSをお届け！

第47号  
2014年5月  
発行

lily of the valley

5月は、ゴールデンウィーク後ということ、また4月の忙しさがちょっと落ち着くこともあり、ストレスを感じ、精神的にまいる人が多くなる時期です。ストレスは悪いものではないので、ストレスと上手にお付き合いできると良いですね。楽しいこと、心が喜ぶことを見つけて、心を楽にしてあげてください。

SCB NEWS LETTERは今月号も多種多様な楽しい内容でお届けします！！



今回のテーマ

消費税の事業者免税点に追加された特定期間とは？

基準期間の課税売上高が1千万円を超えると、消費税の課税事業者となる

これは、かなり浸透してきた考え方で、ご存じの方も多いでしょう。

基準期間というのは、個人事業主だと「その年の前々年」、法人だと「その事業年度の前々事業年度」を指しています。新しく事業を開始したり、法人を設立した時に、「最初の2年間は消費税がかからない」と言われるのは、この事業者免税点制度の適用があるからです。

さて、平成25年1月1日から適用開始されていて、見落としがちなのが「特定期間」の要件が追加されていることです。たとえ基準期間の課税売上高が1千万円以下であっても、特定期間の課税売上高が1千万円を超えると、当該課税期間において課税事業者になってしまうのです。特定期間というのは、個人事業主だと「前年の1月1日から6か月間」、法人だと「前事業年度開始の日から6か月間」を指しています。

さらに分かりにくいのは、特定期間の課税売上高が1千万円を超えていても、給与等支払額で判定することが納税者の任意で選択できるようになっていて、給与等支払額が1千万円以下なら、免税事業者になれるのです。さらに消費税は、納付するだけの税金ではなく、場合によっては還付がある税金です。ケースによっては、あえて課税事業者を選択する、ということもあるので要注意です。

今回は、税務署が発行している「消費税法改正のお知らせ」を同封していますので、興味のある方は、是非目を通してみてください。

さらに、新しく法人を設立された方や決算期を変更した場合など、特定期間の扱いはさらに複雑になってきます。改正の詳細な内容は、私どもSCBスタッフに、お気軽にお問合せください。

by.えびき



我がまち岡山にファジアーノがある幸せ

東京ヴェルディ戦、行ってきました！！  
「国立」で、ファジを応援する。。。さすがに、この誘惑には勝てなかったですね^^そして、勝ちました！！  
聖地まで連れて行ってくれた、ファジに感謝！  
「ファジアーノ！」

by.えびき

4月・5月前半の試合スケジュール

第13節	5.11	対 栃木SC	13:00	栃木グリスタ(A)
第14節	5.18	対 FC岐阜	13:00	カンスタ(H)
第15節	5.24	対 V.ファーレン長崎	19:00	カンスタ(H)
第16節	5.31	対 ジュビロ磐田	13:00	ヤマハスタ(A)
第17節	6.7	対 松本山雅FC	13:00	カンスタ(H)



- 税務コンサルティング
- 経営コンサルティング
- 財務分析サービス
- 将軍の日セミナー(中期経営計画策定支援サービス)
- 会計コンサルティング
- 保険労務コンサルティング
- 各種セミナー・勉強会開催

株式会社 創明コンサルティング・ブレイン  
SCB 公認会計士・税理士 宮崎 会計事務所

〒702-8002 岡山県岡山市中区桑野713番地10  
TEL (事務所) 086-274-8188 (会社) 086-274-6177  
FAX 086-274-8187  
HP http://s-cb.jp/ E-mail info@s-cb.jp





# 活用法!

第42回目  
by.SCB経営塾

## 財務体質

## が分かる「資金別貸借対照表」

キャッシュフロー計算書だけでは、キャッシュフロー経営はできません。「お金の流れ」は分かっても、会社の「財務体質」が見えないからです。「財務体質」の改善ポイントを浮き彫りにする「究極の財務諸表」資金別貸借対照表と一緒にみていきましょう。

### キャッシュフロー計算書と資金別貸借対照表

資金別貸借対照表は、貸借対照表と損益計算書を合算し、資金グループ別に並べ替えることで、会社の「財務体質」を浮かび上がらせています(表1)。一方、キャッシュフロー計算書は、お金の流れ(増減)を3分類し、「一定期間(1年、1か月)のお金の流れ」を明らかにします(表2)。どちらも「資金」に焦点を当てた財務諸表ですが、表1と表2を比べると違いがよく分かります。

(表1) 資金別貸借対照表

現金預金	資金運用	資金調達	創業以来の損益の累積金額
	損益資金		
	費用	利益余剰金 売上	固定される資金と長く使える資金のバランス
	固定資金		
	機械装置	長期借入金 資本金	
	売上仕入資金		売上債権と仕入債務の差額
	売掛金	買掛金	
	安定資金計		資金の安定度
	流動資金		
		短期借入金	短期的な資金のバランス
	現金預金 残高		B/Sと一致

注目

(表2) お金の増減表  
キャッシュフロー計算書

1 営業 キャッシュ フロー	2 投資 キャッシュ フロー	(1+2) フリー キャッシュ フロー	3 財務 キャッシュ フロー	資金 増減額 (1+2+3)	期首 資金残高	期末 資金残高
----------------------	----------------------	---------------------------	----------------------	----------------------	------------	------------

## 表示方法

キャッシュフロー計算書は「純額表示」、資金別貸借対照表は「総額表示」実務上、一般的な間接法を前提とした場合、キャッシュフロー計算書は、「純額(差額)表示」となります。キャッシュフロー計算書が、分かりにくいといわれる要因はここにあると思います。例えば、売上債権(売掛金)の増加が、キャッシュフローのマイナス表示といったように資産項目か負債項目か、増加か減少かによって、プラスとマイナスがくるくと正反対に変わっていきます。一方、資金別貸借対照表は、勘定科目の残高がそのまま「総額」で表示されているので、増減内容の把握がしやすいと言えるでしょう。

次回も、キャッシュフロー計算書と資金別貸借対照表の違いについてみていきます。 by.カイ

## H26年4月からの消費税改正について

### 新規設立法人の納税義務免除の特例

資本金が1,000万円未満の新規設立法人のうち次にいずれも該当するものについては、設立当初の2年間については課税事業者となります。

- 1 他者により、新規法人設立の株式等の50%超を直接又は間接に保有されること
- 2 他者及び一定の特殊関係者の基準期間相当期間の課税売上高が5億円を超えること

※つまり、課税売上高が5億円を超える事業者が50%超の出資をして設立した法人は事業者免税制度が適用されなくなりました。

改正前	資本金 1,000万円未満	H26 4/1	H27 4/1	H28 4/1
設立		第1期	2期	
	免税事業者	免税事業者	免税事業者	
改正後	上記1,2の要件を満たせば第1期も2期も課税事業者となる資本金 1,000万円未満	H26 4/1	H27 4/1	H28 4/1
設立		第1期	2期	
	課税事業者	課税事業者	課税事業者	

※H26.4/1以降に設立される法人に適用する。  
中小企業でも、子会社を設立するときには、少し要注意ということですね。by.ふぐ

## Hebe's eye

新年度が始まって早いもので1か月。4月入社の新入社員さんはそろそろ5月病...? そんなあなたに読んでもらいたい! 人生にどうでもいい雑学をつらつらと書いていきます。

- キュウリは世界一栄養のない野菜としてギネスに認定されている。(やっぱりカッパは空想か...)
- ゴボウを食べるのは世界で日本だけ。(美味いんですけどね...見た目は木だからかな...)
- 「公共広告機構」は右手だけで打てる。(私はYが少し打ちづらかったです!)
- トルコ石はトルコでは採れない。(トルコ商人が売ってたらだそうな)
- 「黒ひげ危機一髪」は本当は黒ひげを飛び出させた人が勝ち。(説明書に書いてるみたいですよ!)
- 「刑事コロンボ」のコロンボが飼っている犬の名前は「ドッグ」。(まんまかよ!!)
- 「ウォーリーをさがせ!」のウォーリーは脱獄した猟奇殺人犯。(あの笑みは...)
- ピカソの本名は「パブロ・ディエゴ・ホセ・フランシスコ・デ・パウラ・ファン・ネポムセノ・マリア・デ・ロス・レメディオス・クリスピ・クリスピニャーノ・デ・ラ・サンテシマ・トリニダット・ルイス・イ・ピカソ」(てけておんべえ しょうおんべえ...って岡山の昔話にもありましたね)
- マウス(パソコン)の移動単位は「ミッキー」1ミッキーは1/100センチ。(君、あと3ミッキー右に動かしてくれ!なんていわれた日には...)



いかがだったでしょうか。雑談で困ったときとかに思い出したら言ってみてください! きっと微妙な空気が流れることでしょう... (笑)

by.Hebe

## ぶらぶらてくてく 歴史探訪④ 高知編

坂本龍馬の育った地が見たいと言う夫に誘われ高知まで来た。この地は幕末の志士を多く輩出し、夫は以前から興味があったらしい。桂浜まで行くと巨大な龍馬像があり、お約束の記念撮影をパチリ。まっすぐな水平線を眺めていると、はるか海の向こうにあるアメリカのような自由を求めた土佐の志士の心が垣間見えた気がした。

城下の街中へ戻りお昼を食べようとお店を探していると夫がいきなり魚屋へ。「なんで魚屋なの?」と思って付いて行くと店内奥にひっそりと食事コーナーが。頂いてみるととってもおいしい。かつお汁が効いて味噌汁も絶品。どうも夫はこういうことには妙に鼻が効くらしい。

昼食後の散歩がてらに小高い丘に建つ高知城に登ってみると市内が一望でき、ちょっと城主になった気分。ふと隣を見ると夫はある1点を凝視している。何かと思えば視線の先には高知競輪場が...どこ見てんのよ!!

by.さくら

## RECOMMENDED FLOWER 花水木

はなみずき



前号で、ホワイトガーデンに憧れて庭づくりを始めたとお伝えしましたが、そんな私が庭のシンボルツリーに選んだのは花水木でした。真っ白な花(実は「がく」ですが)を心待ちにしていた春、目の前には恥ずかしそうに赤く色づいた花びら状のがくが数個((+))。話が違う! と息巻いてみせたのも束の間、よほどこの場所が気に入ったのかすくすくと成長し、今では2階の屋根に届くまでに^\_^。夏は葉を茂らせて日よけになり、秋は紅葉を楽しませてくれ、冬は赤い実を鳥たちのためにつけてくれるという、本当に働き者の木になりました(^.^)。ただし、花が散った後と紅葉が終わった後のお掃除は半端なく大変で、朝晩ほうきを離せない状態が1,2週間続きます((+))。花言葉は「公平」。四季を楽しませてあげる分、しっかりお世話してね、ということでしょうか^\_^。 by.うさぎ